

当社のコーポレートガバナンスに関する取組について

1 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、池田泉州銀行などを子会社とする持株会社であり、「幅広いご縁」と「進取の精神」を大切に、お客さまのニーズに合ったサービスを提供し、地域の皆さまに「愛される」グループを目指すことを経営理念に掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取組んでおります。

- (1) 株主の皆さまの権利を尊重するとともに、平等性の確保に努めます。
- (2) ステークホルダーの利益を考慮するとともに、適切な協働に努めます。
- (3) 会社情報を適切に開示するとともに、その会社情報の透明性の確保に努めます。
- (4) 取締役会は株主の皆さまに対する受託者責任を踏まえ、業務執行の監督及び監査の実効性向上に努めます。
- (5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主の皆さまとの建設的な対話に努めます。

2 当社グループのコーポレートガバナンス体制について

当社は2025年度中に監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたしました。また、当社の中核子会社である池田泉州銀行は監査等委員会設置会社へ移行しました。

1の基本的な考え方に基づいたガバナンスの強化と企業価値の向上を実現するための制度として、指名委員会等設置会社へ移行することが最も有効であると考えたためであります。移行の目的は、①経営の透明性の向上：社外取締役が過半数を占める指名・報酬・監査の3つの委員会を設置することにより、経営の透明性・客観性の向上を図れること。②意思決定の迅速化：代表執行役への大幅な権限委譲を実施し、取締役会と執行役の権限と責任の所在を明確化し、機動的な経営の意思決定を実現することです。

当社のコーポレートガバナンス体制は、以下の通りです。

【取締役および取締役会】

取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役および執行役の職務の執行の監督を主な役割としております。取締役会はその役割を果たすため、内部統制システムの適切な構築とその運用の監督を行っております。また、取締役会は、迅速かつ機動的な意思決定と執行役等に対する監督強化を目的として、法令上取締役会の専決事項とされている事項などに決議事項をしばり、それ以外の業務執行の決定を、原則として、代表執行役社長に委任しております。

【指名委員会】

指名委員会は、株主総会に提出する当社取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定するとともに中核子会社である池田泉州銀行やグループ各社の取締役の選解任に関する諮問を行います。当社グループ人事の透明性や客観性を確保するため、社外取締役を委員長とし、過半数を社外取締役で構成する組織としております。

【報酬委員会】

報酬委員会は、当社取締役および執行役の個人別の報酬の決定のほか、グループ各社の取締役の個人別の報酬の諮問を行います。また当社の役員報酬に関する基本方針、報酬制度の決定ならびにグループ各社の役員報酬に関する基本方針、役員報酬制度の諮問を行います。

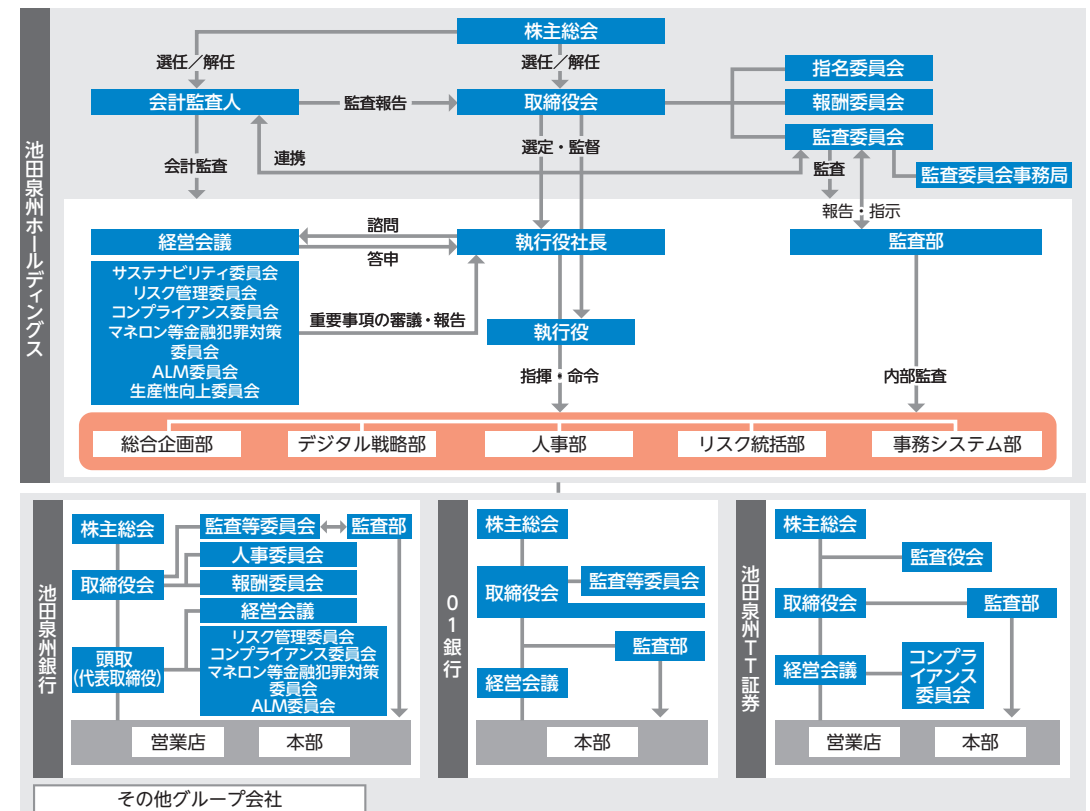
役員報酬の透明性や客観性を確保するため、社外取締役を委員長とし、過半数を社外取締役で構成する組織としております。

【監査委員会】

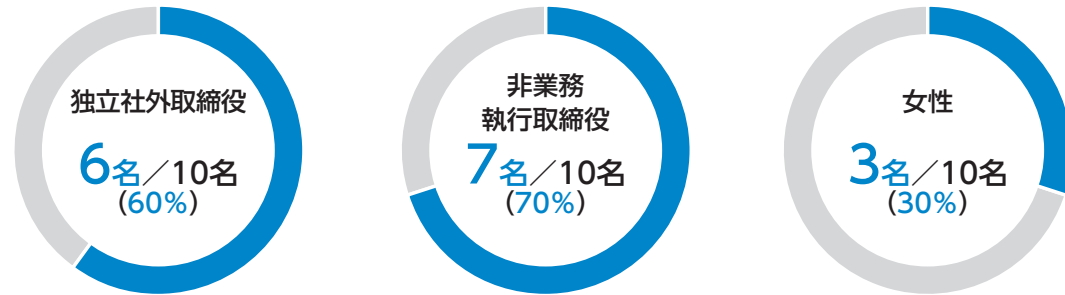
監査委員会は、取締役および執行役の職務執行の監査、当社の内部統制システムの構築および運用の状況の監視および検証、執行役による子会社等の経営管理に関する職務執行状況の監視および検証、監査報告の作成を行います。また、株主総会に提出する会計監査人の選解任ならびに不信任に関する議案の内容の決定を行います。

監査委員会は、金融業務に精通した社内取締役による情報収集・委員会での情報共有ならびに内部監査部門との連携が必要となることから社内非業務執行取締役を常勤の監査委員として選定し、委員長および委員の過半数を社外取締役としております。

コーポレートガバナンス体制図 (2026年6月25日現在)



第2号議案で承認後の取締役会の構成



各委員会における2025年度の主要議題（指名委員会等設置会社への移行後）

指名委員会（開催回数：9回）	主な議題
委員長 久川 秀仁 社外取締役 小笠原 敦子 社外取締役 金子 啓子 社外取締役 山村 輝治 社外取締役 阪口 広一 取締役執行役社長 社外取締役である委員の平均出席率 97.2%	サクセッションプランにおける役員後継者の育成・配置計画の策定および進捗状況 役員に求めるスキルセット グループ会社役員人事 社外取締役と社内役職員とのセッション

報酬委員会（開催回数：10回）	主な議題
委員長 小笠原 敦子 社外取締役 久川 秀仁 社外取締役 坂田 信以 社外取締役 山村 輝治 社外取締役 阪口 広一 取締役執行役社長 社外取締役である委員の平均出席率 100%	役員報酬制度の見直し 役員個人業績の評価に関する検討 「役員報酬決定方針」の改定 グループ会社役員報酬について

監査委員会（開催回数：13回）	主な議題
委員長 福田 健次 社外取締役 金子 啓子 社外取締役 坂田 信以 社外取締役 山村 輝治 社外取締役 鶴川 淳 非業務執行取締役 社外取締役である委員の平均出席率 98.1%	池田泉州銀行営業店往査の実施 代表執行役・社外取締役との意見交換 会計監査人からの報告および意見交換 取締役および執行役の職務執行の監査

3 事業ポートフォリオに関する基本的な考え方

当社グループは、事業ポートフォリオに関する戦略の明確化や取締役会による監督の実効性向上を目的に「事業ポートフォリオに関する基本的な考え方」を2022年5月に制定いたしております。

事業ポートフォリオに関する基本的な考え方

1. 事業ポートフォリオマネジメントの目的

事業ポートフォリオマネジメントは、当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用関連会社（以下「当社グループ」という。）全体の事業ポートフォリオの組み換えおよび経営資源配分を通じて、事業間のシナジーを発揮し、当社グループ全体の持続的な企業価値向上を図ることを目的とする。

2. 事業領域の分類

事業ポートフォリオマネジメントにおいては、当社グループの事業領域を、コーポレートソリューション部門、リテール部門、プライベートバンキング部門、地域共創部門およびその他（市場部門）に分類し、各部門を事業ポートフォリオにかかる経営判断の基本的な単位とする。

3. 経営判断の種類

事業ポートフォリオにかかる経営判断の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新事業への進出
- (2) 既存事業の拡大、改善
- (3) 既存事業の縮小、既存事業からの撤退
- (4) 事業モデルの選択（自前または外部とのアライアンス）
- (5) その他当社グループの企業価値に影響を及ぼし得る規模での事業ポートフォリオの変更
- (6) (1) から (5) までの実施に伴う経営資源配分

4. ガバナンス体制

- (1) 当社取締役会は、事業ポートフォリオマネジメントに関する基本的な事項を決定し、事業ポートフォリオマネジメントの運用を監督する。
- (2) 取締役会の監督の下、当社経営会議において、事業ポートフォリオマネジメントの運用に関する重要事項を審議したうえ、社長がこれを決定する。

5. 事業評価および非財務的価値の考慮

- (1) 事業ポートフォリオマネジメントに際しては、各部門の収益性、成長性および他の事業とのシナジーを基本的な評価軸として、事業評価を行う。
- (2) 事業ポートフォリオにかかる経営判断は、事業評価の結果を活用するとともに、経営理念との整合性や地域社会への貢献等の非財務的価値も十分に考慮して行う。

6. 経営計画への反映

中期経営計画その他の経営計画の策定・変更時には、事業ポートフォリオおよび経営資源配分計画の見直しの要否についても取締役会で審議したうえ、結果を経営計画に反映する。

当社のコーポレートガバナンスに関する取組について

4 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の機能向上を目的として、実効性について毎年分析・評価を行っています。2020年度以降は外部機関を活用して課題を浮き彫りにするような仕組みを確保したうえで、「取締役会の構成と運営」「経営戦略と事業戦略」「企業倫理とリスク管理」「経営陣の評価と報酬」「ステークホルダーとの対話」の5項目から構成されるアンケートを実施し、自己評価を行っています。

【前年度の重要テーマと取組内容】

2025年度は以下の2項目を重要テーマと位置づけ、取締役会の実効性向上に努めました。

- (1) 取締役会の監督機能の強化
2025年6月、当社は監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ、主要子会社である池田泉州銀行は監査等委員会設置会社へ移行しました。変化の激しい環境下で「経営の迅速化」が求められるなか、権限委譲の拡大を通じ、監督と執行の分離を進め、意思決定の迅速化と取締役会による監督機能の更なる発揮を実現する体制を整備しました。
- (2) 重要領域に関する議論の充実
10年後を見据えた長期経営戦略や第6次中期経営計画の策定にあたり、取締役会で9回協議し、成案に向けての議論を行いました。また、「DX推進」「経営資源の配分」「サステナビリティ」「役員報酬」についても、深度のある議論を行いました

重要テーマに対する取り組みに加え、運営面の更なる改善に向け、取締役会資料の一部をサマリー形式にすることや、報告案件については報告理由を明示することとしました。社外取締役に対しては、経営会議等を傍聴できる仕組みとしている他、昨年度よりも取締役会議題の事前説明時間を長くすることに加え、オフサイトミーティングを活用し、情報提供の機会を拡充しました。

【当年度の評価結果】

アンケート結果および取組内容をもとに、2026年4月および5月の取締役会において議論いたしました。アンケートでは肯定的な評価が大部分を占め、自由記述においても、取締役会の実効性の改善を評価する意見が多くみられました。また、前年度に設定した重要テーマについても対応を進めていることから、取締役会の実効性は確保されていると評価しています

『取締役会の実効性に関するアンケート』の実施要領

項目	2025年度 実施要領
対象者	池田泉州ホールディングス 取締役10名 池田泉州銀行 取締役13名（兼務を含む） (計15名)
質問内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 取締役会の構成と運営 ▶ 経営戦略と事業戦略 ▶ 企業倫理とリスク管理 ▶ 経営陣の評価と報酬 ▶ ステークホルダーとの対話
評価	5段階評価 自由記述設問

全項目評点：平均4.5pt

(2021年度4.4pt、2022年度4.2pt、2023年度4.4pt、2024年度4.4pt)

評価の割合：ポジティブ（評点5・4）92.6%、ネガティブ（評点2・1）1.3%

【さらなる実効性向上に向けた重要テーマ】

アンケートの自由記述や取締役会での議論の中では、機関設計の変更や権限委譲の拡大により取締役会の監督機能発揮のための体制が整ったことを前提として、サステナビリティや人材戦略など、より戦略的・高難度なアジェンダに関する議論の質を一層高めていく必要性が示されました。2026年度は、戦略的・高難度なアジェンダに関する議論の更なる深化を重要テーマと位置づけます。

これらの取り組みを進めていくために、審議の過程が分かる資料の充実やオフサイトミーティング等を通じたインプット機会の拡充により、実質的な議論に資する情報提供を強化します。あわせて、議案の説明方法の見直しや開催スケジュールの調整など、実質的な議論に十分な時間を割り当てることができるよう、運営の改善も続けてまいります。

なお、当社の主要子会社である池田泉州銀行においても同様の分析・評価を行い、同行の取締役会についても実効性は十分確保されていると評価しています。

当社のコーポレートガバナンスに関する取組について

5 当社の政策保有株式に関する考え方

(1) 政策保有株式に関する基本方針

2010年の銀行合併以来、株式保有リスクの縮減を目的に、政策保有株式を縮減してまいりました。

今後も、政策保有株式を縮減してまいります。政策保有株式の縮減は、株式保有リスクや資本の効率性等を総合的に検討の上で、取引先企業との十分な対話を前提に進めてまいります。

但し、当社グループおよび投資先の中長期的な企業価値向上に資する、あるいは、地域創生および地域活性化にあたり必要と判断される場合には、限定的に株式を保有することがあります。

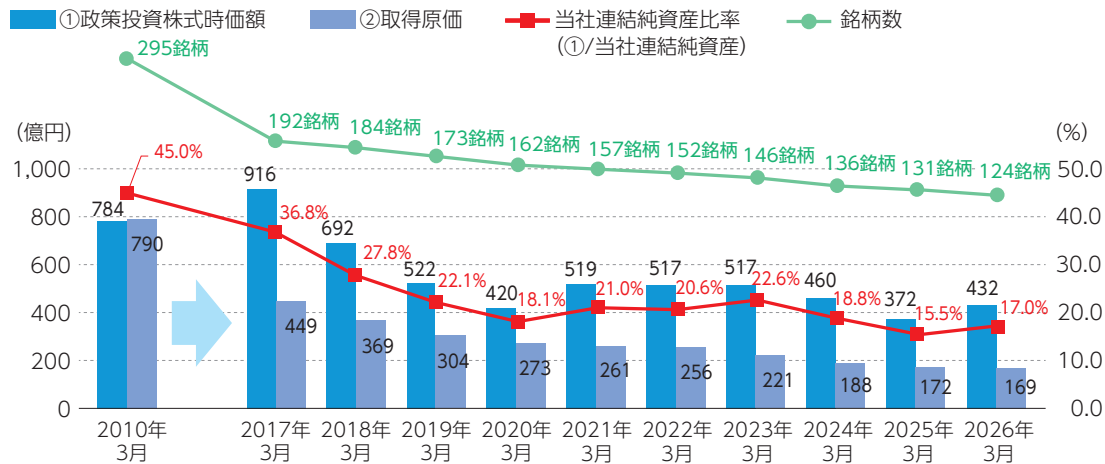
政策保有の適否については、個別銘柄毎に保有意義・中長期的な経済合理性、地域経済との関連性等を踏まえ、定期的に検証し、判断しております。経済合理性については、株主資本利益率目標や資本コストを加味した採算性等を個別銘柄毎に検証しております。基準が未充足となった株式については、定性面も考慮した上で、保有の必要性があると判断した場合には、採算性向上・改善に向けた交渉をいたします。保有の必要性が認められない場合には、売却を検討いたします。

(2) 政策保有株式の縮減方針

第5次中期経営計画Plusの期間中（2024年度～2025年度）は、政策保有株式の連結純資産比率20%未満を維持することを目標としてまいりました。2025年度末の連結純資産比率は17.0%となり目標を達成いたしております。2026年度からスタートする第6次中期経営計画においても同比率20%未満の維持を目標に政策保有株式の売却・縮減を継続してまいります。

(3) 政策保有株式の保有状況

政策保有株式（みなし保有株式を含む）の残高と当社連結純資産比率



6 役員報酬の決定方針について

第17期（2025年度）の当社の個別役員報酬の決定方針の詳細については、本招集通知50頁をご覧ください。

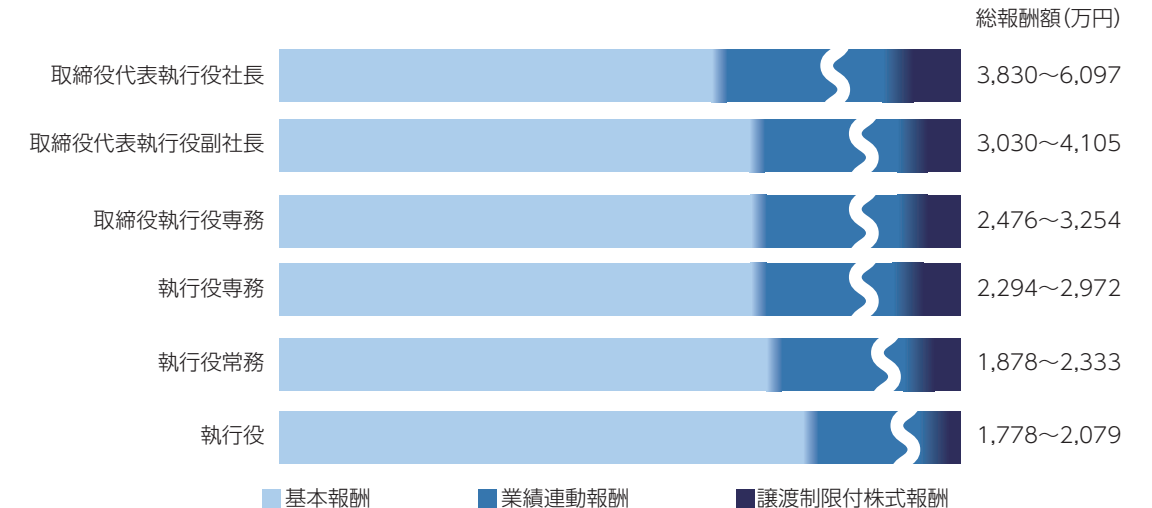
第17期（2025年度）の役員報酬について

2025年12月に、競争力のある処遇の実現および企業価値の持続的な向上を目指したインセンティブ付けとして機能する報酬体系への進化を目的として、報酬委員会は個別役員報酬の決定方針および役員報酬制度の見直しを行いました。見直しの結果、2021年6月23日開催の第12期定時株主総会決議により定められた報酬限度額の範囲で、役員報酬を平均9.5%程度引き上げ、その引き上げ分は業績連動報酬および非金銭報酬に優先的に充当することとしました。見直し後の決定方針の下での第17期の役員報酬の詳細については以下の通りでした。

株式会社池田泉州銀行との兼務者にあつては、同行から支給される金額を含んでおります。

1. 報酬の全体像

役員報酬は基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬で構成される。監督機能を担う取締役（社外取締役を含む。以下同じ）の報酬は、基本報酬のみで構成される。なお、役員報酬制度の見直し前は、非金銭報酬制度としてストック・オプションを割当てていた為、第17期（2025年度）は、割当て済みのストック・オプションと非金銭報酬として新たに導入された制度における譲渡制限付株式報酬の差額分を譲渡制限付株式報酬で支給した。



2. 基本報酬

基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定める。

当社のコーポレートガバナンスに関する取組について

3. 業績連動報酬

第17期における業績指標は下記の通りとし、達成率に応じて業績連動報酬額が変動する。なお各業績指標の達成率（健全性においては業績指標自体）が一定の値を下回った場合は、その部分に対応する業績連動報酬額は支給されず、それ以外の場合においては、達成率（健全性においては業績指標自体）に応じた支給額を支給するものとし、支給額には上限額を設けるものとする。各指標の目標値については取締役会で定める。

項目	業績指標
収益性指標	銀行単体コア業務純益（投資信託解約損益を除く）
将来性指標	ソリューション件数
健全性指標	持株会社連結自己資本比率

株主還元性係数として対上場地銀相対株主総利回り（相対TSR）を用いる。相対TSRの値に応じ、業績連動報酬の合計額に一定の係数を掛ける。

また、社長・副社長以外の執行役については、業績連動報酬のうち一定比率を各個人の職務遂行状況に応じた定性評価により決定する。職務遂行状況の評価基準および個別の評価は報酬委員会が決定する。

4. 非金銭報酬

当社の譲渡制限付株式を支給する。

なお、当社と譲渡制限付株式報酬を支給する対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結する。譲渡制限付株式割当契約では、割当てを受けた当社の株式について、一定期間の譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならないことおよび一定の事由が生じた場合には当社が無償取得することが定められている。